

日米安保条約の改定と朝日新聞

—続・社説にみる日本防衛論—

水 野 均

1 問題の所在

『朝日新聞』（以下、『朝日』とも略す）は日米安保条約（以下、安保条約とも略す）にどの程度反対していたのか。この疑問に対して筆者は既に、1951年における日米安保条約の締結に焦点を当て、当時『朝日』の発表した社説に基づいて検討を試みた。そして、『朝日』は日米安保条約に対して一種の「条件つき容認論」を日本政府に働きかけると同時に日本国民の世論を啓発した、という一応の結論に達している⁽¹⁾。

こうした『朝日』の姿勢はその後も継続したのであるだろうか。日米安保条約が文字どおり様々な議論を経た上で今日まで続いている理由は、やはり同紙の提起した安保条約への「反対」論が、世論に対して十分な力を及ぼし得なかったからではなかろうか。そしてその「反対」論を力不足なものとした理由は、どこにあるのであろうか。

以上の疑問への回答を見出すため、今回は1960年に行われた日米安保条約の改定に際して『朝日』の展開した主張を、前稿に引き続き同紙の社説を基に検討したい。

(1) 拙稿「日米安保条約の締結と朝日新聞—社説にみる日本防衛論」『千葉商大論叢第41巻第3号』2003年、67-87頁。

2 重光・ダレス会談と『朝日』

1955年8月、鳩山一郎内閣の外務大臣・重光葵は民主党（与党）幹事長・岸信介らと共に米国を訪問し、日米両国間の安全保障問題について国務長官のJ・F・ダレス（安保条約締結交渉時の米国務省顧問）と会談した。そして同月31日、日米両国政府は共同声明を発表した。そこには、「日本が西太平洋における国際の平和と安全の維持に寄与することができるような諸条件を確立するため、実行可能なときはいつでも協力的な立場に立って努力すべきことに（日米両国の）意見が一致した。また、このような諸条件が実現された場合には、現行の安保条約をより相互性の強い条約に置き換えることを適当とすべきことについても意見が一致した。」という一節が盛り込まれた⁽²⁾。この部分に関して日本の国内では、野党の左右社会党を中心に、「重光外相は米国に、安保条約を相互的な内容に改めたうえで、自衛隊を海外派兵することを約束したのではないか」という強い疑問と批判の声が上がった⁽³⁾。

こうした中で『朝日』は同年9月2日、「日米共同声明への疑点」と題する社説を掲げた。そこでは、安保条約が、日本に駐留する米軍の役割を「日本国の安全に寄与するために使用することができる」と約束している反面、「日本は米国に、軍隊を日本国内およびその付近に配備する権利を許与している」点を取り上げ、「この基地提供を通じての寄与を、われわれは（米国に対して）事実以上に過大に押しつける意図は全くないが、それ相応に評価されねばならぬことは、それが現に（日本）国内でいろいろの摩擦を起している一事からでも考えられよう。」と述べた。

既に同じ年の5月以来、東京都下の砂川町では米軍の基地拡張計画に反対する住民運動（砂川闘争）が始まっており、こうした米軍基地の存在に起因する「摩擦」を、『朝日』は「日米安保条約に関して改定すべき点」と指摘していた。しかしその一方で『朝日』は、安保条約の存在自体に反対し、その廃棄を求める言説を決して展開してはいなかった。

実は重光は訪米の一ヶ月ほど前に、外務省の下田武三・条約局長（後の駐米大使）

(2) 『朝日新聞』1955年9月1日。

(3) 同上、1955年9月3日、9月15日。

に命じて、日米安保条約に代わる相互防衛条約の草案を作成させていた。そしてこの条約案における日米共同防衛行動について、日本側は「日本本土・沖縄・小笠原・グアム等の米国領を含むが、台湾地域・朝鮮・フィリピンは含まない」という解釈を、重光とダレスとの会談に先立って米務省に通知していた⁽⁴⁾。米国側はこれを、「限定的な集団的自衛権への踏み込み」と好意的に捉えたものの、「相互防衛条約の締結交渉は、日本の防衛努力や国内世論の動向を見極めるまで先に延ばすべきだ」と判断し、重光とダレスとの会談が終了した後、「自衛隊の海外派兵については、現状では何も取り決めていない」との見解を公表した⁽⁵⁾。

同じ年の11月15日、民主党は保守系野党の自由党と合同し、自由民主党（自民党）が成立した。同党が同じ日に発表した政策綱領には、「駐留外国軍隊の逐次撤退に備え、日米安保条約の改訂を促進する」⁽⁶⁾との一文が盛り込まれた。しかし翌1956年2月、鳩山内閣は、野党からの質問に対する答弁のなかで、「日本に対して急迫不正の侵害が行なわれた場合、それを防ぐための必要最小限の措置をとることは法理的には自衛の範囲に含まれる」⁽⁷⁾と述べたものの、集団的自衛権の行使について論及しなかった。それに先立つ同年1月、内閣広報室の公表した世論調査結果では、「戦争を否定するか肯定するか」という問いに、「自分の国を守るためであっても戦争はよくない」という回答が14%にしか過ぎなかったのに対し、「自分の国を守るためなら、場合によっては戦争もやむを得ぬ」という回答が68%にも上った⁽⁸⁾。政府はこの結果から、「自衛隊の防衛行動は容認するが、その活動範囲を日本の領域内に限定し、海外への出動には反対する」という国民の深層心理を読み取り、それに配慮したうえで、上記したような集団的自衛権の行使について曖昧にしたままの国会答弁に至ったと考えられる。

そして翌1957年2月、鳩山の後継首相となった石橋湛山が病のために就任後約2ヶ月で退陣し、石橋内閣に副総理格の外務大臣として入閣していた岸信介を首相と

(4) 外務省開示文書、『朝日新聞』2001年7月16日。

(5) 『朝日新聞』1955年9月3日。

(6) 自由民主党編『自由民主党史』1986年、120頁。

(7) 衆議院内閣委員会議録（1956年2月29日）。

(8) NHK放送世論調査所編『図説・戦後世論史（第二版）』日本放送出版協会、1982年、164頁。

する内閣が発足した。その岸は、外相に就任した直後に受けたインタビューで、「広大な西太平洋における平和維持の考え方の一環として、日本が防衛していかなばならぬ問題もある」⁽⁹⁾と語っていた。この新しい政権の下で、日米安保条約の改定作業は本格的に始動することとなった。

3 安保条約改定の胎動と『朝日』

1957年4月13日、岸首相は米国大使館にマッカーサー駐日大使（GHQ 最高司令官マッカーサー元帥の甥）を訪問した。その際に岸は、「日本は徐々に自衛力を増強しつつあり、今後は大きな責務を負うようになるゆえ、在日米軍の運用や基地の問題を含めて、日米安保条約を平等な形に改めるための交渉に入りたい」という内容の文書を提出した⁽¹⁰⁾。

同じ月の28日、『朝日』は「安保条約は改訂さるべきである」という題の社説を掲げた。そのなかでは、「最近、国内の一部には、安保条約やそれにもとづく行政協定など、もろもろの制約を一挙にして廃棄しようとする動きがあり、そのなかには日米安保条約を中ソ友好同盟条約と同時に廃棄せしめ、それに代えるに、米、ソ、中、日間に安全保障体制を確立せしめようという意見もある」が、「これは、終局的な、理想的な目標としては考えられるにしても、即刻に達成されるようなものでないことは明白で」あり、「仮にそれが、少なくとも5年先、あるいは10年先、国際情勢の大きな変化をまってようやく具現の可能性を持つものとするれば、それはそれとして、現実にはわれわれの眼前に横たわっている日米安保体制をどう改訂してゆくべきか」が問題となる結果、「現実を見失わぬ立場に立つかぎり、安保条約を漸進的に改正してゆくことが取り得べき方策であろう」と論ずる。そしてそのうえで、「日米安保条約は不平等であり、現在の日米関係のなかでは当然に改正せらるべきである。」として、「米駐留軍が日本を防衛する義務を条約に明文化する」、「駐留米軍の配備について規定を設ける」、「米軍による日本への核兵器の持ち込みを拒否で

(9) 「空飛ぶ外相に」、『中央公論』1957年3月号、79頁。

(10) Ambassador MacArthur, Georgetown University, Special Collections, Oral History, 加瀬みき『大統領宛日本国首相の極秘ファイル』毎日新聞社、1999年、92-93頁より引用。

きるような規定を設ける」等を、条約の改定すべき点として列挙していた。

さらに、翌5月3日付の『朝日』に掲載された社説「憲法十年の歩み」は、「さきに、われわれは日米安保体制の再検討を唱えたが、それがいかに不平等な体制から、対等な体制に切り換えられても、現行憲法の戦争放棄の規定によって、公然たる再軍備が禁止されている以上は、日本の自衛隊が、アメリカを援助するために、海外に出動することはできない」として、日本が「このような『日本国憲法』の根本原則にもとづいて、日米安保体制に可能なる一定の寄与をする立場にある」と論じていた。

以上のとおり、『朝日』は、「日米安保条約を日本が米国に対して平等な立場となるように改めるべきだ」とする点で、岸首相と共同歩調を取っていた。しかし同紙の社説は、条約を改定する際の条件として岸首相の提示した「日米共同防衛行動の実現」を盛り込んでおらず、この点で日本の防衛に関する「対米依存」の姿勢は従来と変わらなかった。

一方、同年6月18日、岸は訪米して米国のアイゼンハワー大統領やダレス國務長官と会談し、「日米安保条約を改定したい」という希望及びその必要性を強く訴えた。そして同月21日、日米両国政府は「米軍の日本への配備及び使用について可能な限り協議し、日米安保条約に関して生ずる問題を検討するため、政府間の委員会を設置する」、「日米安保条約は本質的に暫定的なものであり、形を変えずに永久に継続することを意図してはいない」、「米国は日本における防衛力の増強に応じて、在日米軍の削減を進める」という内容を含んだ共同声明を発表した⁽¹¹⁾。

こうした日本政府の動きに対して、『朝日』は同月23日付の社説「岸首相はどれだけ主張したか」で、「(在日)米軍の撤退には、日本の防衛力の漸増が前提となっている」点に問題があると指摘した。その一方で同月26日付の社説「安保条約検討の委員会に望む」では、「日本が当面している問題は、国連による集団安全保障体制にとけ込むことを目標として、それまで米国との協力による安保体制をどう改善し、どう合理化するかということ」であり、「新しい日米委員会は、現行安保条約のよりよい運営から、やがてはその改正問題まで討議し、また討議できるだけのことのしっかりしたものであることが望ましい。」と論じていた。

(11) 細谷千博他編『日米関係資料集1945-97』東京大学出版会、1999年、397-400頁。

「日本は防衛力を増強しても自衛以外の活動に踏み込まない」という方針を堅持したうえで日米安保条約の改定を求める一。上記した『朝日』の社説からは、そうした同紙の基本的な姿勢が明確に示されていた。

他方、米国政府・軍部では、「日本が中立化したり共産主義陣営に組み込まれるような事態を避けるためには、安保条約の改定や在日米軍の削減に応じて、日本国民の不満を和らげるのもやむを得ない」との判断が大勢を占めることとなった⁽¹²⁾。翌1958年までに、在日米軍の施設数は前年の457から368に、在日米軍基地の使用面積は100km²から66km²に、兵力は7万7千人から6万5千人へと、それぞれ縮小・削減されるに至った⁽¹³⁾。

さらに同年9月14日、岸内閣の藤山愛一郎・外務大臣は、マッカーサー駐日米国大使との間に「日米安保条約と国際連合憲章に関する交換公文」を取り交わした。これには、「(日米)安保条約に基づいて(日米両国によって)執られることがある措置は、国際連合憲章第51条の規定(国連加盟国に個別的・集団的自衛権を行使する際の条件を規定したもの)が適用されるときはいつでも、同条の規定に合致しなければならない」として、「安保条約に対する国連憲章の優越性」を明言する体裁をとっていた⁽¹⁴⁾。

この交換公文に対して『朝日』は同月15日付の社説「日米交換公文の意義」で、「(日米)安保体制による地域的個別的な日米関係を、より広くより高度な国連体制にまで引上げることに役だった」と評価しつつも、「岸首相が安保条約と行政協定の改訂を国民に公言しながら、それが不可能な情勢に立ち至って、この交換公文という形式を思いついたのも周知のことで」あり、「安保条約、行政協定のさらに突き進んだ検討に向かったの努力を、岸内閣に要望しておきたい」と結んでいた。

しかし、この交換公文は、日米安保条約に基づく防衛行動を「国連の権威」の下に位置づけることにより、「日本が不当に戦争に巻き込まれると云う議論に対する反論」を行う根拠となる一面を持っていた⁽¹⁵⁾。こうした、いわば日米軍事同盟の強化をもたらすような点について、上記の社説は、「(この交換公文によって)まず

(12) 外岡秀俊他『日米同盟半世紀』朝日新聞社、2001年、173-181頁。

(13) 田中明彦『安全保障』、読売新聞社、1997年、169頁。

(14) 前掲『日米関係資料集』412-413頁。

(15) 東郷文彦『日米外交三十年—安保・沖縄とその後』中公文庫、1989年、53-54頁。

国際紛争を平和的手段で解決し、武力による威かくや武力行使は嚴重に慎むという（日米両国の）義務が明らかにされた」と記すのみで、否定的な見解を何ら表明してはいなかった。

4 安保条約改定交渉の開始と『朝日』

翌1958年5月、社会党は衆議院総選挙に臨んで、「日米安保条約と中ソ友好同盟条約を解消させると同時に、日米中ソによる集団安全保障体制を作る」という外交・安全保障政策案を発表した⁽¹⁶⁾。これに対して『朝日』は同月20日、社説「隔たりすぎる両党の外交政策」のなかで、「われわれが知りたいのは、（社会党が）これら（の外交・安全保障政策案）をどのようにして実現するかということで」あり、「社会党の得意とする声明だけでは、事態は決して動かないし、国民も納得しない」と、社会党の方針に疑問を呈した。そして選挙の結果、社会党は解散前の158議席から166議席へと増加したものの、自民党も解散前の290議席と同水準の287議席を確保して政権を維持することとなった。

さらに同年9月3日、藤山外相は訪米の途についたが、同日付の『朝日』は「新しい対米協調への地ならし」と題する社説を掲げた。そこでは、日米安保条約の改定における問題点が、「米軍の日本駐留は、必ずしも日本の防衛義務を負うものではないという現在の片務的な日米安保条約を、日本はむろん海外派兵を行わないけれども、何かの形で『双務的』な基礎に置き換えるという点にある。」と指摘し、「ダレス国務長官は台湾海峡の情勢を盾として、安保条約の改訂に強く反対するかも知れない」けれども、「米国側がその気になりさえすれば、安保条約を何らかの形で改訂することは出来る」と論じていた。ここでは、「日本が自国領域以外の防衛義務を負わない形で安保条約の改定を求める」という姿勢が表現されていた。同年8月23日、中国は台湾との間で帰属を争っていた金門・馬祖島を攻撃し、台湾海峡には緊張が高まっていた。

そして同月11日、藤山はワシントンでダレス米国務長官との会談に臨み、「現在の安保条約では米国が日本を防衛する義務を負っていないので改定するべきだ」と

(16) 『朝日新聞』1958年5月1日。

訴えた。さらに藤山は改定の方針として、「日本は憲法（第9条）の範囲内で米国の対日防衛努力を助けるのは当然だが、憲法の制約上自衛隊の海外派兵ができないため、自衛隊の直接行動は日本が攻撃を受けた場合の日本領域内に限定されなければならない」ゆえに、「日本の領域外における侵略に際しては、現行安保条約と同様の対米補給協力を含めて可能な限り協力する」と述べた。これは、上記した『朝日』の社説が主張した内容と同じ趣旨の提案であった。これに対してダレスは、「安保条約改定の基本問題は、日本国憲法による制約の結果、米国は日本の防衛にコミットするが、日本は米国の防衛にコミットしないことにあり、自衛隊の移動が地理的に局限されるのも好ましくない」と述べたものの、「日本による補給支援と施設の使用は米軍にとって実質的に役立つ」として、安保条約の改定交渉に前向きな姿勢を示した⁽¹⁷⁾。

5 安保条約改定交渉の本格化と『朝日』

1958年10月4日、藤山外相とマッカーサー駐日米国大使は、安保条約の改定に関する第一回目の交渉に臨んだ。その席で米国側は、安保条約の改定案を提出した。この案には、「(日米両国は) 太平洋地域におけるいずれか一方への武力攻撃を自国の平和及び安全に対する脅威であると認め、共同で対処する」という内容の条文が盛り込まれた。これはいうまでもなく、日米安保条約を相互防衛型のものに改め、日本が自国の領域外で防衛活動を行うことを示していた。そして、条文中の「太平洋地域」は、当時米国の施政下にあった沖縄・小笠原に加え、ハワイ・台湾・フィリピン等を含むと解釈されていた⁽¹⁸⁾。

こうした交渉の様子が日本国内で報じられると、野党の社会党は、「米軍と自衛隊の共同行動、自衛隊の海外派遣など、日本が戦争に巻き込まれる危険を増大させる⁽¹⁹⁾」と政府を批判した。これに対して岸首相は同月23日、衆議院の内閣委員会で、「安保条約の改定によって沖縄を日米両国の共同防衛地域とし、沖縄に日本の自衛

(17) 外務省開示文書、『朝日新聞』2001年7月16日。

(18) 東郷文彦、前掲書、72頁。

(19) 日本社会党結党四十周年記念出版刊行委員会編『資料日本社会党四十年史』日本社会党中央本部、1985年、363-364頁。

権が及ぶことを米国が認めるならば、沖縄に対する日米の共同防衛行動は現行憲法に違反するとは解釈していない⁽²⁰⁾と答弁した。

こうした中で10月24日付『朝日』の社説「条約改定の方にひそむ危険」は、上記した岸首相の答弁を、「米国に支配されている沖縄を日本の防衛地域に含むのは、明らかに現行憲法の範囲を逸脱している」、「政府は、沖縄に米軍の核兵器が持ち込まれても日本が拒否できない旨を表明しており、そうだとすれば、沖縄と日本を一括して（改定安保条約における）日米両国の共同防衛地域とすれば、実質的には日本本土が沖縄と同様の米国の戦略的条件に巻き込まれることになる」と批判した。その上で、「最も注意を要することであるが、いわゆる片務的とか双務的といった問題を、あまりにも形式にとらわれて、双務的であることを形式上完備させるということから、安保条約そのものが、現在以上に内容的に拡充強化されることについては、慎重過ぎるほどの慎重を必要とするであろう。」と論じた。ここには、「安保条約を改定しても、自衛隊の行動する範囲を日本の（統治権が及ぶ）領域内に限定して、自国と関係のない戦争に巻き込まれるような事態を断固避けるべきだ」とする主張が強く表れていた。

こうして安保条約の改定交渉への反発が日本国内で強まる中、同じ年の11月3日、マッカーサー駐日米国大使は、「改定安保条約の適用地域を、日本の本土と沖縄・小笠原に限定すべきである」という電報を国務長官に宛てて送った⁽²¹⁾。さらに同月23日、藤山外相は「改定安保条約の適用地域から沖縄・小笠原を除外した場合には、米国側の対日防衛義務に対して、日本側が米国側に基地を貸す義務を負う関係となる」⁽²²⁾と述べた。この発言を、『朝日』は翌25日付の社説「安保条約改定と外相談話」で、「（安保条約に代わる相互防衛条約を日米間で新たに締結し、その対象地域に沖縄・小笠原を含むという）構想を改めて、安保条約の不合理、不平等な諸点の是正に重点をおこうとする方向に転じてきた節がうかがわれる。」として、「当然のこととはいいながら、外相の考えを歓迎したいと思う。」と、肯定的に評価していた。

既に『朝日』は同じ年の秋、安保条約の改定問題に対して、「条約の適用地域が

(20) 第30回国会衆議院内閣委員会議録第5号（1958年10月23日）、5頁。

(21) From: Tokyo, To Secretary of State, No948, NOVEMBER3, 3PM.

(22) 『朝日新聞』1958年11月24日。

太平洋方面に拡大したり、日米両国が共同防衛義務を負う相互防衛条約のようにならないように主張する」という基本方針を固めていた⁽²³⁾。それゆえに同紙は、同年の12月7日、「条約改定と新義務の負担」と題する社説のなかで、「日本側が、双務性にこだわり過ぎて、対等の相互防衛条約を持とうと焦ることは、自ら新たな義務を負担することになりかねず、日本は既に米軍への基地提供という大きな義務を負担しているので、あくまで双務性の形式にこだわらぬことが肝心であろう。」と力説していた。

6 安保条約改定交渉の進展と『朝日』

翌1959年3月、社会党の訪中団（団長は書記長の浅沼稻次郎）は、北京で中国人民外交学会と共同声明を發し、「日米安保体制を打破し、日中米ソによる集団安全保障体制の実現を目ざす」⁽²⁴⁾と述べるなど、日米安保条約の改定に反発する動きは高まりつつあった。このような中、自民党内では安保条約の改定について意見の調整が進むこととなった。

こうした状況下で『朝日』は同年4月8日付の社説「安保条約改定の方向を見誤るな」で、「現行安保条約の不備と危険性をできるだけ取り除いて、わが国を平和と安全の方向に導くものである場合にのみ、安保条約の改定に賛成できる」と、従来からの立場を繰り返して述べた。そして改定すべき点として、「沖縄・小笠原を日米間の共同防衛地域から除外する」、「在日米軍の出動や装備に関して米国側が日本側と協議した上で同意を得る」、「在日米軍の日本防衛義務を明確化する目的で、日本が米国に相互防衛義務を負うという確約を与えてはならない」等の点を挙げていた。さらに同月21日付の社説「安保条約の根底にある事態」では、安保条約の改定に際して「何よりも重要なことは、日本と米国との間の、互いに相手方を尊重する深い友好である」と、日本の対米関係における「親米友好」の重要性を強く論じていた。

(23) 小和田次郎・大沢真一郎『総括・安保報道—戦後史の流れの中で—』現代ジャーナリズム出版会、1970年、42頁。

(24) 前掲『資料日本社会党四十年史』391-392頁。

同じ年の6月、参議院総選挙が行われた。社会党は「日米安保条約の改悪に反対し、平和集団保障体制を確立する」²⁵⁾との公約を掲げて選挙戦に臨んだが、解散前の78議席から82議席への微増に終わり、対する自民党が130議席を獲得して解散前の127議席とほぼ同じ水準を引き続き占めることとなった。同月5日、『朝日』は「参院選挙の結果をこう見る」と題した社説で、「現行の安保条約が幾多の欠点を持っているのは周知の事実」で「その欠点を是正するための改正が必要だという言い分には一つの理由が認められる」として、「社会党が岸政権の安保条約改定交渉に不安があるというなら、社会党独自の改定方式を打ち出せばよく、何が何でも安保条約の改定には反対だの一点ばかりで押し通すのは、あまりにも融通性がなさ過ぎる」と、社会党の安保条約に対する姿勢を批判していた。

一方同月、藤山外相とマッカーサー駐日米国大使は、安保条約の改定に関する細部の協議を実施した。『朝日』は同月13日付の社説「安保改定の最終段階に臨んで」で、安保条約の改定によって米軍が「日本領域内で基地を使用しながら、条約上で日本防衛の義務を負わなかった在日米軍の日本防衛義務を明らかにするというだけの理由で、日本が反対給付として新たな防衛義務を負う」のは、「双務性」の転用・逆用に他ならず、「日本が戦争に巻き込まれる機会を増すのではないか」と懸念を表明した。さらには、「われわれが在日米軍の日本防衛義務を言葉の上で明らかにすることに必ずしもこだわるなど注意してきた」理由は、「どうしたら我が国の安全が今後一層よく確保されるかという、実際上の問題であって、条約上の形式問題であっては」ならず、米軍による日本領域外での行動及び日本への核持ち込みに対する「事前協議」を、「形式論で終わらせてはならない最も重要な点である」と強調した。

7 安保改定反対の動きと『朝日』

そのような中、自民党の石橋湛山（前首相）は、同年9月26日、中国への訪問から帰国した後の記者会見で、「米国が日本に基地を持っていること等が中国の対日感情を刺激している」という中国側の発言を明らかにしたうえ、「日中関係の悪化

(25) 『朝日新聞』1959年5月5日。

を避けて親善関係を築くには、日米関係を修正することが必要であるが、日米安保条約の改定は、日本にとっての外交政策上の選択肢を狭めることになるゆえに、急ぐ必要はない」と述べた⁽²⁶⁾。

ところがこれに対して『朝日』は翌27日付の社説「石橋談話から受ける印象」で、「中国側の言い分には公平に見ても相当の無理がある。」と指摘した。そしてその上で、「わが国に米軍基地があることは、(日本が)自分の安全のためにわが国として自ら選んだ道で、それについては当時わが国は防衛という点では丸裸に近い状態にあったことや、その米軍の基地もいまの情勢に応じて次第に後退しつつあるという事実などを、中国側としては考えてもらいたい。」ことに加え、「同時にまた、同じ国際条約ということでは、中ソ友好同盟条約が現存していて、日本はその仮想敵国とされているという事実も、反省してもらわねばならぬであろう。」との反論に及んでいた。

一方、同じ年の10月、社会党内の西尾末広を中心とする一派は、「安保条約の改定を阻止する」という自党の方針に反対して離党し、翌1960年1月24日、民社党を結成するに至った。さらに同じ月の28日、社会党は総評や共産党、全学連と「安保改定阻止国民会議」を結成した。しかしそこでも、会議の運動方針をめぐって「安保条約の廃棄」を求める共産党と「安保条約の改定阻止」を求める社会党が対立した結果、共産党が譲歩するなど、安保条約改定への反対運動は、不安定な状況に陥っていた⁽²⁷⁾。その一方で政府と自民党の間で安保条約の改定に対する意見の調整は進み、翌1960年1月14日、岸内閣は閣議を開き、改定安保条約の調印を正式に決定した。

この間、『朝日』は1959年10月9日付の社説「なお消えぬ安保改定への疑念」で、「改定安保条約に対して国民の抱く疑念と不安」として、「核兵器の持ち込みを含む、在日米軍の装備の重要変更と日本領域外における作戦行動は、これを“事前協議”するとしているが、なぜこれを単なる協議でなく、同意を必要とすると明記できないのか」、「“事前の協議”を必要だと認めた(日本)政府が、日本の安全を第一に

(26) 同上、1959年9月27日。

(27) 社会党等による安保反対運動については、拙著『検証日本社会党はなぜ敗北したか—55年体制下の安全保障論争を問う—』並木書房、2000年、第2章を参照。

考えなければならない安保条約に、日本を他国の戦争にまきこむ危険をもつ、日本領域外の米軍の作戦をどうして認めようとするのか」等の諸点を挙げた。さらに同紙は、「(安保条約の改定について) 国民大多数の十分納得がゆくまで、国会で討論をつくした上で現条約を改定することが、日米両国のために絶対に必要だ」(1959年12月14日付の社説「安保改定と与党の責任」)、「現時点における安保条約の改定に反対はしないが、安保条約の改定内容に国民の抱く不安を解消するために、“事前協議”を“事前の同意”と改めたり、駐留米軍の日本領域外での行動を許す条項を削除する等の点を、米国に要求して実現するべきだ」(1960年1月14日付の社説「最小限度の必要」)と、安保条約の改定を認める際の「条件」を提示し続けた。

既に前年(1959年)の10月18日、同紙の笠信太郎・論説主幹は全国支局長会議の席上、「本紙が安保条約の改定問題に取り組む際の基本方針は、去年(1958年)の秋に決めたもの(前出)と寸分変わらない」と述べていた⁽²⁸⁾。これは、安保条約の改定に対する「条件付き容認論」を再確認したことに他ならなかった。

さらに1960年の1月、『朝日』は改定安保条約の調印に先だって世論調査の結果を発表した。そこでは、「日米安保条約によって日本は戦争に巻き込まれる不安があるか」という問いに対し、「不安がある」という回答は38%で、「不安がない」とした回答の27%を上回っていたが、「わからない」とする回答も34%を占めた。また、「安保条約の改定はよいことか否か」という問いへの回答は、「よいことだ」が29%と、「よくないことだ」の25%を若干上回ったものの、「わからない」とする回答が最も多い40%に上った。そして「日本の安全を守る方法は何がよいか(複数回答可)」という問いには、「日本の中立化」が35%と最も高い数値を示し、次いで「国連に頼る」が24%で、「米国に頼る」は14%に過ぎなかった。しかしこの設問でも「無回答(わからない)」は21%を占め、「中ソとの友好」を挙げたのは8%にしかならなかった⁽²⁹⁾。

以上の内容には、「日本の安全を守るためには日米安保条約に当面頼らざるを得ないが、条約の改定がそれにとって好ましいかどうかは判断がつかねる」という世論の方向が浮かび上がっていた。そして『朝日』はこの結果を踏まえた上で、同

(28) 前掲書『総括・安保報道』42-43頁。

(29) 『朝日新聞』1960年1月18日。

日付の社説「安保改定と世論」において、「問題はあくまで改定の方向と新条約案の具体的内容にあり、改定安保条約が、日本の安全と、日米間の友好と、極東の緊張緩和と、世界の平和に資するものか、あるいは、そむく危険をはらむかという、現実の問題なのだ。」と訴えていた。

8 改定安保条約の締結と『朝日』

1960年1月19日、岸首相をはじめとする日本政府の全権団は、ワシントンで改定安保条約に調印した。改定後の安保条約は、「日本国の領域内で生じた日米いずれかへの武力攻撃に共同で対処する」（第5条）と、米国による日本の防衛を明文で規定したものの、日米両国間の共同防衛行動が「日本の領域を越えない」とは明らかにしていなかった。その一方で、「米軍は日本及び極東の平和と安全を維持するために、日本国内の基地及び施設を使用する」（第6条）ことを認めるなど、改定前の内容を引き継いでいた⁽³⁰⁾。これは、日本が自国の領域外（米国の領土を含む）を防衛する旨を規定しなかったことへの補償措置でもあった⁽³¹⁾。

さらに日米両国は、改定安保条約と同時に「条約第6条に関する交換公文」を取り交わした。そこには、「在日米軍の配置・装備（核兵器を含む）に関する重大な変更、及び戦闘作戦行動（条約第5条に基づくものを除く）を目的とする日本国内の基地・施設の使用」について、「日米両国は事前に協議する」と規定されたものの、「この（事前）協議に際して日本側が拒否権を行使し得る」とは明示していなかった⁽³²⁾。この点について改定安保条約の調印と同じ日、岸首相と米国のアイゼンハワー大統領は共同声明を発表し、「事前協議にかかる事項について、米国政府は日本政府の意思に反して行動しない」旨を明らかにしていた⁽³³⁾。これは、「米国政府は日本が拒否するような行動をしないが、米軍の行動について、日本は同意する場合も拒否する場合もある」ことを暗黙裏に示唆するものであった。

改定安保条約の締結を受けて、『朝日』は同月21日、「真に安全を保障するものは

(30) 改定安保条約の全文は、前掲『日米関係資料集』460－465頁。

(31) 原彬久『岸信介—権勢の政治家』岩波新書、1995年、229頁。

(32) 前掲『日米関係資料集』465頁。

(33) 同上、499頁。

何か」と題する社説を掲げた。そこでは「いくつか重大な疑問を残している新条約の締結を、国民の不安を無視してひたすら急いだ岸首相の行き方に、何としても遺憾なものを感じる」とした上で、国民の改定安保条約に疑念を抱く最も大きな理由こそ「事前協議」に求められる、と指摘していた。その一方で、「新条約の批准について、国民がどういう態度をとるかは、むしろ国民自らの判断である」、「政府としてこの際なすべきことは、外国の一部で新条約に対して抱いているかにみえる誤解を取り除くよう、新条約の防衛的、受け身的な性格を、あらゆる面から明らかにすることである」と、日米安保条約を日本の安全に取って役立つように運用することを求めるかのような言説を展開していた。そして最後に、「日本の安全は、日米安保条約によってではなく米ソ間の平和のみによって保障されるゆえ、日本は米ソ両国間の友好関係を促進するために寄与すべきである」と、岸内閣の外交政策に対する要望を述べていた。

ところが、改定安保条約の締結後、ソ連のグロムイコ外務大臣は日本政府に宛てて、「日本は日米安保条約の改定によって、再び軍国化へ踏み出した結果、日本から米軍を撤退させない限り、(第2次大戦の終結以来ソ連が占領する) 齒舞・色丹両島を日本に返還しない」とする内容の覚書を送った⁽³⁴⁾。これに対して『朝日』は2月1日、「外の侮りを受けぬ国会審議を」と題する社説を掲げた。そこでは、「ソ連が齒舞、色丹の引き渡しを公約した日ソ共同宣言当時、米軍の駐留を認めた安保条約は既に存在しており、現行(安保)条約も新(安保)条約も防衛的なものである」ゆえに、「新条約の調印を口実とするソ連の今回の申し入れは、はなはだ筋が通らない」と、グロムイコによる覚書を批判した。その上で、このような事態をもたらした原因を「岸内閣が、国民の不安を無視し外国の疑念を考慮せずに、改定安保条約の調印を急いだことにある」として、こうした事態を脱するためには、「改定安保条約を批准するための国会審議で、誠意のある徹底した討論が必要であり、そこから、現在の(改定安保条約が示す)ようないびつな、危険な姿とは違ったものが、おのずからそこに現れるであろう。」と主張していた。前述した石橋湛山の発言を批判した時と同様に、『朝日』はここでも「外圧から安保条約を防衛する」姿勢を表明していた。

(34) 同上, 504-506頁。

9 改定安保条約の批准までの動きと『朝日』

1960年2月、国会で改定安保条約を批准するための審議が始まった。そこでは安保条約の様々な内容に関する質疑が続いたが、中でも条約第6条における「極東」の範囲が大きな争点となった。それについての政府側からの答弁は、「フィリピン以北から日本の周辺までの地域で中国や沿海州を含まないが、千島列島を含む」⁽³⁵⁾、「南千島は日本に固有の領土なので含むが、北千島は含まない」⁽³⁶⁾、「(中国と台湾の間で武力衝突が生じている)金門・馬祖は、日本の周辺海域に属するので含まれる」⁽³⁷⁾などと二転三転し、野党のみならず与党の内部からも、「親中国派」と呼ばれる勢力から「『極東』の範囲に金門・馬祖を含めれば、日中関係の打開に悪影響を与えるばかりか、日本を戦争に巻き込む事態につながる」⁽³⁸⁾として反発の声が上がった。こうした事態を打開するため、同月26日、政府は「大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域を指し、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれる」⁽³⁹⁾という「最終的な見解」を発表するに至った。

このような中で『朝日』は同年3月6日、「与党内部で活発な安保論争を」と題する社説を掲げ、「日本は日本の安全を願い、ただそのためにだけに米軍の駐留を求めている」として、「他国の領土における紛争を頭に描きつつ、それに対する戦略基地としての日本の立場を決めていくような誤解を受ける(『極東』という)字句は是が非でも削除しておかねばならない。」と主張していた。そこには、「日本の安全に役立つという条件を満たすのならば、改定安保条約を容認する」という従来からの立場が強調されていた。

しかし衆議院での審議は、条約に対する疑問点が十分に解決しないまま低調な議論が続くうちに、衆議院の会期末が迫りつつあった。自民党の内部からは審議の打

(35) 岸首相の答弁。『第34回衆議院予算委員会議録第4号』1960年2月8日、13頁。

(36) 岸首相の答弁。『第34回衆議院予算委員会議録第6号』1960年2月10日、4頁。

(37) 岸首相の答弁。『第34回衆議院予算委員会議録第6号』1960年2月10日、6頁。

(38) 『朝日新聞』1960年2月13日。

(39) 岸首相の答弁。『第34回衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第4号』1960年2月26日、9頁。

ち切りを求める意見が上がる一方、社会党の側は改定安保条約が衆議院を通過するのを実力で阻止する構えを見せていた。さらには国会の外部でも、労組や市民団体、学生を中心とする安保反対運動が、日増しに勢いを増しつつあった。同じ年の5月17日、『朝日』は社説「会期延長の他はない」で、「政府はこれまでに明らかにされた安保新条約の疑問や不備についてさらに検討を重ね、アメリカとの再交渉を行うことを考慮すべきだ」と主張していた。改定安保条約への疑義が高まる中で、『朝日』は依然として、安保条約自体の廃棄を求めてはいなかった。

そして同年5月19日深夜、自民党は衆議院で改定安保条約を単独で可決するという強硬措置に打って出た。これを契機として国会の内外では、野党やデモ隊等安保反対勢力による激しい反対運動が起こった。『朝日』の社説もこの強硬採決に対して、5月20付の社説「政府与党の非民主的行動」で、「日本の国内に対立関係を残し、日米関係にも悪影響を及ぼす」と、否定的な評価を示した。しかし、その翌日の社説「岸退陣と総選挙を要求す」では、「改定安保条約に対して、与党側は全面賛成、野党側は全面反対を主張するが、国民の大部分は態度を決めかねるか不安を抱いているのが現実である」にもかかわらず、「国会の内外で始まった対立はそうした国民の意志を無視している」と厳しく批判し、「このうえは安保の是非を問い直すというよりも国会らしい国会を取り戻すため、岸首相は責任を取って退陣し、新内閣によって国会を解散すべきである」と主張した。この論説からは、改定安保条約の内容に関する是非論が全く姿を消していた。

興味深いことに、安保条約改定反対運動の指導者達からも、「（改定安保条約の強行採決が行われた）今は何よりも民主主義を再建しなければならず、安保が良いか悪いかという事を論じるのは無益だ」⁽⁴⁰⁾という声が次々と上がり、運動の標語から安保条約の内容に関するものはほとんど姿を消すこととなった。後に『朝日』が1995年6月20日付の社説「『六〇年安保』と今」で述懐したとおり、「（1960年における安保反対）運動の盛り上がりは、安保条約そのものに対する反対というよりは、岸内閣のだましうちのような『強権的政治手法』に対する抗議という側面が」濃厚なものと言えた。

(40) 竹内好「四つの提案」『竹内好全集第9巻』筑摩書房、1981年、114-120頁。竹内は中国文学者で、改定安保条約の強行採決に抗議して東京都立大学の教授を辞任した。

以上のような『朝日』の主張にもかかわらず、改定安保条約の成立をめぐる与野党間の対立と大衆デモは日を追うごとに激しさを増していった。他方で岸内閣は、改定安保条約を批准した後にアイゼンハワー米国大統領の訪日を予定していたが、6月10日、その日程を打ち合わせるために来日したハガチー特使（大統領新聞係秘書）が、デモ隊の激しい反対運動に行方を妨げられて退散する（ハガチー事件）という事態まで発生するに至った。このように事態が推移する中、『朝日』の社説は、「行き過ぎたデモが、民主主義を口にする人々のやることといえるだろうか」（5月28日付の社説「再びデモに節度を求む」）、「ハガチー事件は日米関係に有害な結果をももたらしており、暴発的行動を断固戒めたうえで、アイゼンハワー大統領の訪日を、日米両国の友好に対する誠意をもって迎えたい」（6月14日付の社説「米大統領の訪日に際して」）、「安保反対運動が反岸運動を反米運動に転化させようとする一方で、岸首相は反安保を反米ときめつけているが、当面の目標は議会政治を危機から守ることにある」（6月12日付の社説「危険な兆候」）と反対運動の沈静化を訴えていた。

10 改定安保条約の成立と『朝日』

以上のような『朝日』の主張に反して、安保条約への反対運動は激化の一途を辿っていった。そして6月15日、国会への突入を図ろうとするデモ隊はこれを阻止しようとする警官隊と激しく激突し、ついに1名の死者を出すに至った。この混乱を重視した岸首相は翌16日、臨時閣議を開いてアイゼンハワー大統領の訪日を中止することを決定した。

しかし、この国会での衝突を契機に安保反対運動は勢いを低下させ、同月19日、改定安保条約は参議院での審議を経ないまま、憲法の手続きに従って自然成立した。同じ日、『朝日』は社説「新安保条約の“自然承認”」を掲げ、「新（安保）条約には、現条約とくらべると、たしかに改善されたところは少なくない。」し、「（安保条約の）改定そのことに反対する理由はない。」が、「（日本）政府が改善の一つとして示している“事前協議”条項にしても、“事前の同意”という明確な形をとっていないところが遺憾で」あり、「日本が反対するような行為はあえてしないとい

うアイゼンハワー米大統領の声明も、法的には必ずしも次期大統領を拘束するものではあるまい。」として、今後は改定安保条約に対してなお残る「国民の不満と不安」を「救済する何らかの方法がとられねば」ならず、「基本的には、駐留米軍の日本領域外行動を許す“極東”条項は、これを削除することが望ましい」と、日本政府への不満を表明した。

そして同月23日、既に『朝日』が要求していたとおり、岸首相は「安保条約の改定をめぐって国内に政治的・社会的混乱を引き起こしたことの責任を取る」として辞意を表明した⁽⁴¹⁾。

同じ月の29日、ソ連政府は「この（改定）安保条約は、好むと好まざるとにかかわらず、日本を極東における米国の侵略政策の共犯者に変えるものである」という声明を發し、改定安保条約の批准を非難した⁽⁴²⁾。これに対して日本の外務省は非公式見解の形で、「改定安保条約が防衛的な性格で貫かれていることは、以前から繰り返してきたことであり、世界各国とも改定安保条約と同様の条約を結んでいるにもかかわらず、ソ連が日本だけを狙い撃ちにすることは、いかにも不可解である」と述べ、ソ連の声明に反論した⁽⁴³⁾。

そして『朝日』は、同年7月1日付の社説「新安保を難ずるソ連声明」で、「日本国民の大多数にとってまったく理不尽なものである」とソ連を批判し、「国際条約は、それが締約国間の話し合いによって修正されるまで守られなければならない」、「われわれは、新安保条約の内容について不満を持っており、世界平和の強化と日米間の友好のために、再交渉を望んでいる」が、それは「日米両国民が決める問題である」と断言した上で、日本国民がソ連に望むのは、「一方で、現実の政策によって国際緊張の緩和と平和の確立に貢献し、他方、中ソ同盟条約を再検討することによって、日米安保条約の再交渉に寄与することである」と、ソ連側の見解を否定する姿勢に終始した。成立した改定安保条約の存在自体を擁護するという点において、『朝日』は政府・自民党と事実上共同歩調を取っていた。

(41) 『朝日新聞』1960年6月23日。

(42)(43) 同上、1960年6月30日。

11 結論

『朝日新聞』は日米安保条約の改定問題に対して、安保条約に代わる安全保障政策の実現を求めるのではなく、「日本側にとって望ましい形で改定するのなら容認する」という方針で終始臨んでいた。当時の日本国内では、安保条約の改定に際して、「米国の対日防衛義務を明示してほしいが、日米両国間の共同防衛義務を認めたりせず、また在日米軍の日本領域外（極東等）への出動も規制してほしい」という意見が世論の大勢を占めており、これを反映する形で『朝日』も、「日本を防衛することのみを目的とする安保条約の改定」を政府に訴えた。また『朝日』は同時に、日本の内外における安保条約を不安定化させるような動き（ソ連や中国、石橋湛山からの安保条約への反対声明、社会党の主張する安保条約廃棄・日米中ソ4ヶ国による集団安全保障実現論等）を厳しく批判し、米国による対日防衛の必要性を訴え続けた。

これに対して当時の政府・与党には、「日本の対米自主性を回復するため、安保条約を日米両国が共同で防衛義務を負う形に改定しよう」とする意見が強かったものの、世論の大勢に背いて国政が混乱する事態を避けるため、「日本の領域外における対米防衛義務を規定せず、在日米軍に（基地等の提供を含む）一定の便宜を図るが、その日本領域外への出動及び日本への核兵器の持ち込みを『事前協議』によって規制する」という形で安保条約の改定にこぎつけた。それは、日米安保条約を「日本を無関係な戦争に巻き込まず、日本の平和を守ることに役立つ手段」として受け入れようとする日本の国内世論（及びマスコミ）と、「日本を極東における対ソ・対中国軍事戦略の補給基地として活用し、米国の国家安全保障政策上の利益を実現するための第一義的手段」とみなす米国側との溝を埋めようとして日本政府が米国政府に求めた、いわば「妥協の産物」でもあった。

そして改定安保条約の調印という事態を受けて、日本の世論や安保反対勢力の間には、同条約に対する容認も「やむを得ない」という方針で一致し、後は、衆議院における安保条約の強行採決のみを問題視し、「岸首相への退陣要求」に争点を一本化した。そして『朝日』も、こうした世論の深層を読み取り、安保条約の内容に

変えて「政権の一新」を求める論説を展開した。「米国による対日防衛の明文化と『事前協議』による対米自主性の獲得」という安保条約の改定内容に、『朝日』は世論と共に一定の評価を与えていた。

しかし、こうして成立した改定安保条約は、「日本が米国の防衛義務を負わないままに自国の防衛を米国に依存する」という基本構造の部分で旧安保条約と本質的に変わっていなかった。さらに「対米便宜供与の象徴」として『朝日』が最後まで難色を示した安保条約第6条における「極東」の範囲について、米国政府は1959年の秋、日本政府の申し出た「第6条の削除」や「極東の範囲に関する打ち合わせ」を拒否しており、安保条約に基づく米軍の行動には制約が極めて困難となっていた⁽⁴⁴⁾。

加えて岸政権が「安保条約の改定における対米自主性確立の成果」として掲げた「事前協議」制度も、「日本側が拒否権を保持し得るか否か」を明確にしなかった結果、その実効性に対する疑義を残すこととなった。改定安保条約の自然成立を間近に控えた1960年6月11日、米国政府は対日政策の基本方針に関する文書を作成したが、そこには、「朝鮮半島に駐留する国連軍（主体は米軍）への攻撃に対する軍事行動は、在日米軍基地からの核弾頭ミサイルの発射を含め、事前協議の対象とせず、米軍への補給作戦および在日米基地を中継点とする米軍の移動に対しても同様の措置を取る」⁽⁴⁵⁾と記されていた。

こうして日本側は米国側に、対米防衛義務の欠落を補うために従来にも増して便宜を図るよう米国側から求められていくこととなった。そして、このような状況は、今後の安保条約に対する『朝日』の姿勢にも大きく影響を及ぼしていった。

(44) 原彬久『戦後日本と国際政治—安保改定の政治力学』中央公論社、1988年、311頁。

(45) NSC6008/1 “United States Policy Toward Japan” (6/11/1960).前掲書『日米関係資料集』511頁。